

別表第1

事業名	事業主体	対象事業内容	補助対象経費	補助率
① 里山林整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認定事業主（林業等労働力の確保の促進に関する法律に基づき知事の認定を受けた認定事業主） ・森林所有者 ・その他市長が事業を遂行することが適切であると認めた者 	<p>（1）環境改善型</p> <p>○手入れ不足による森林の荒廃や竹林化等により、林内環境の悪化が生じている地域において、森林からもたらされる景観等を地域全体で向上させるために行う森林整備</p> <p>○森林からもたらされる地域の資源（風景、ランドマーク、森林とふれあう場所等）を再生し、地域の価値を高めるため、地域住民が一体となって行う森林整備</p> <p>○公共の場や住民の生活圏などにおける、緑とのふれあいの機会の増進や生活環境の維持等を図るための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○森林整備に要する施行経費 ○（2）防災・減災型のみ 知事が別に指定する土砂災害に伴う応急・復旧作業に要する経費 	10/10以内
		<p>（2）防災・減災型</p> <p>災害の危険性のある里山林において、地域住民が一体となって取り組む防災・減災のための森林整備等</p>		
		<p>（3）鳥獣被害防止型</p> <p>地域全体で鳥獣等の隠れ場所を無くすために行う森林整備</p>		

事業名	事業主体	対象事業内容	補助対象経費	補助率
② 里山保全活用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・森林保全活動を行う団体（住民団体、NPO、企業等） （以下「住民団体等」という。） 	<p>住民参加型の、里山林の保全活用のために行う次の事業</p> <p>（１）里山林の保全活用に関して、住民団体やNPO等が自ら企画・立案して行う取組や企業が行う社会貢献活動</p> <p>（２）小規模林業経営者や住民団体、NPO等が、森林を活用する取組等を通じて行う自主的、継続的な森林整備等</p> <p>（３）前項に関連し、活動開始時に必要となる初期投資や、自主的、継続的に活動するにあたり必要となる取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○森林保全活動に必要な機材の整備等に要する経費 ○森林保全活動に付随して行う施設の整備等に要する経費 ○その他事業実施に必要と認められる経費 ・単価が10万円以上の備品は補助率1/2以内とし、広く利用促進が図られると認められる場合は補助率10/10以内とする。施設等は補助率1/2以内とする。 	10/10又は1/2以内
③ 森林・林業体験活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・住民団体が構成員となった実行委員会等 	<p>森林・林業に対する理解と森づくりへの積極的な参加を図るため、森林の機能や林業について学ぶことを目的として実施する森林・林業体験活動や学習、木育活動等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○体験活動等に必要な機材の整備等に要する経費 ○体験活動等に必要な施設の借上げ等に要する経費 ○その他事業実施に必要と認められる経費 ・単価が10万円以上の備品は補助率1/2以内とし、広く利用促進が図られると認められる場合は補助率10/10以内とする。 	10/10又は1/2以内

事業名		事業主体	対象事業内容	補助対象経費	補助率
④特認事業	地域資源保全活用事業	・住民団体が構成員となった実行委員会等	住民団体等が主体となって里山の保全や活用を目的とした計画（地域資源保全活用プラン）に基づき行う次の事業 （１）森林機能の増進、景観や野生生物生息環境の保全及び森林の利用促進等を目的とした森林整備等 （２）住民団体、企業等による森林保全活動 （３）森林・林業への理解と森づくりへの参加を促進するための森林・林業体験活動 （４）森林の利用促進を目的とした施設の整備	○森林整備に要する施行経費 ○森林保全活動、森林・林業体験活動に要する経費 ○利用促進施設の整備に要する経費	10/10以内 （別に知事が認めた額以内）
	里山防災林整備事業	住民団体等	地域における自主的な森林管理を行うために実施する次の事業 （１）土砂災害のおそれのある区域及びその上流に位置する森林等における防災・減災のための森林整備等 （２）前項に併せて行う、地域の防災・減災に係る体制整備及び地域住民の意識醸成 （３）地域住民の合意形成など事業推進	○森林整備に要する施行経費 ○防災・減災等意識醸成活動に要する経費 ○防災・減災等活動促進施設の整備に要する経費	
	里山林課題解決推進事業	住民団体等	市町が重点的に取り組むと判断した里山林の課題について、整備方針に基づき実施する森林整備等	○森林整備に要する施行経費 ○里山の森林資源を継続的に利用する取組に必要と認められる経費 ○前項の取組を推進するための普及啓発に要する経費	
	援事業 森林・林業体験活動支	・学校 ・住民団体が構成員となった実行委員会等	市町域を越えて行う、森林の機能や林業について学ぶことを目的として実施する森林・林業体験活動や学習、木育活動等	○森林・林業体験活動支援事業に記載の補助対象経費のとおり	

事業名		事業主体	対象事業内容	補助対象経費	補助率
	その他	住民団体等	上記以外の事業で、特に必要と認められる事業。	○知事が特に必要と認めた事業で、その取組に要する経費	
⑤事業推進費		住民団体等	(1) 市町や地域住民等が行う森林整備の働きかけや境界明確化等に必要となる取組	○地域住民等による地域の合意形成の構築に要する経費 ○境界明確化等に要する経費 ○交付金事業の内容や効果等に係る広報に要する経費	10/10以内
			(2) 事業の推進	○事業の推進に要する経費	
			(3) 里山林の整備方針の作成	○里山林の整備方針の作成に要する経費	